

## 荒川区観光資源活用イベント支援事業補助金交付要綱

令和3年3月31日制定  
(2 荒産観第555号)  
(副区長決定)  
令和8年1月19日一部改正

### (通則)

第1条 荒川区観光資源活用イベント支援事業に係る補助金の交付に関しては、荒川区補助金等交付規則(昭和62年荒川区規則第27号)によるほか、この要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2条 この要綱は、地域の様々な団体等が連携して実施する観光振興事業に対して支援を行うことで、荒川区(以下「区」という。)の区域外からの誘客の機会を創出することを目的とする。

### (補助事業)

第3条 この補助金の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、荒川区にぎわいコーディネータ(区の区域内の観光イベント等の全体調整、相談、助言等のために区が配置するコーディネータをいう。)の助言等を受ける事業とする。

2 補助事業は、次に掲げる要件の全てを満たさなければならない。

- (1) 1事業に係る次条第1項に規定する補助対象経費の額の総額がおおむね20万円以上のものであること。
- (2) 不特定多数の利益に寄与するものであること。
- (3) 営利を目的としないこと。
- (4) 宗教的又は政治的な目的を有しないこと。
- (5) 次に掲げる要件の全てを満たす2以上の団体等が、区の観光振興を目的として実質的に協力して実施するもので、区の観光資源を活用し、地域の活性化を図るとともに、観光客の誘客の促進に寄与すると認められるものであること。
  - ア おおむね5人以上の区民で構成されていること。
  - イ 組織及び運営に係る規約等を有すること。
  - ウ 区の区域内に活動拠点を持つこと。

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表に定める補助対象経費のうち、補助事業に要する経費(区の他の補助金の交付を受ける経費を除く。以下この条及び第10条において「補助対象経費」という。)の実支出額の2分の1以内の額とし、30万円を上限額として、予算の範囲内において交付する。ただし、その算出された額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助事業において寄附金、協賛金、参加者の負担金等その他収入がある場合は、当該収入を補助対象経費の実支出額から控除するものとする。
- 3 同一の団体に対する補助金の交付は、年度内で1回を限度とする。

### (補助金の交付申請)

第5条 この補助金の交付を受けようとする団体等（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、荒川区観光資源活用イベント支援事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、区長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 予算書（別記第3号様式）
- (3) 補助事業に係る全ての団体等の規約及び役員名簿
- (4) その他区長が必要と認める資料

（補助金の交付決定）

第6条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等をし、この補助金の交付の目的に適合すると認めたときは、補助金の交付を決定するものとする。

（補助金の交付の条件）

第7条 区長は、前条の規定による補助金の交付の決定をする場合において、法令及び予算で定める補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付するものとする。

（決定の通知）

第8条 区長は、第6条の規定による補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合はその条件を、荒川区観光資源活用イベント支援事業補助金交付決定通知書（別記第4号様式）により申請者に通知しなければならない。

（申請の取下げ）

第9条 申請者は、前条の規定による補助金の交付の決定の通知を受けた場合において、その決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、当該通知を受領後指定する期日までに、第5条の規定による申請を取り下げることができる。

（実績報告）

第10条 申請者は、補助事業が完了したとき又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、荒川区観光資源活用イベント支援事業補助金実績報告書（別記第5号様式。以下「実績報告書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、速やかに区長に提出しなければならない。補助事業を廃止した場合も同様とする。

- (1) 事業実施報告書（別記第6号様式）
- (2) 決算書（別記第7号様式）
- (3) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (4) その他区長が必要と認める資料

2 区長は、前項の規定による実績報告を受けた場合において、必要と認めるときは、現地調査等を行うことができる。

（補助金の額の確定等）

第11条 区長は、前条第1項の規定による実績報告を受けた場合は、実績報告書の審査及び同条第2項の規定により必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、

荒川区観光資源活用イベント支援事業補助金確定通知書（別記第8号様式）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

- 第12条 申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、前条の規定による補助金の額の確定後、荒川区観光資源活用イベント支援事業補助金請求書（別記第9号様式。以下「請求書」という。）を速やかに区長に提出しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、申請者は、区長が認める場合は、前条の規定による補助金の額の確定前に、請求書を区長に提出することができる。
- 3 区長は、前2項の規定による請求があったときは、関係書類を審査の上、補助金を交付するものとする。

（その他）

- 第13条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付について必要な事項は、産業経済部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

○補助対象経費

区 分	摘 要
イベントの周知、地域のPR等を図るために要する経費	
ポスター、チラシ、マップ等の制作費	
広告の新聞折り込み経費	
新聞、雑誌等への広告掲載料	
案内看板等の製作費	
コピー代	
イベント会場の設営、運営等に要する経費	
舞台設営、電気、装飾、照明、音響設備工事等に係る工事費	
イベントの企画及び運営の委託に要する経費	
会場警備、廃棄物処理等を委託する経費	
会場賃借料	
ゲーム類を行うための経費	
イベント来場者に配布する記念品の購入に要する経費	不特定多数の者にあらかじめ周知
コンサート、大道芸出演者等への出演料に要する経費	
イベント実施に要する諸経費	
賠償責任保険料、傷害保険料等	
道路使用許可手数料	
郵送料	
事業系一般ごみ処理手数料又はごみ処理券購入費	
上記経費に付随する経費	
イベントのために臨時に雇い入れた短期雇用者の賃金	区が定める時給の範囲内
イベントへの協力、設備、物品等の提供等に対する個人又は団体への謝礼	
事業の実施に直接必要な備品購入費	備品台帳を具備
事業の実施に直接必要な消耗品費	
光熱水費	
イベントで使用した共有物のクリーニング代	
撮影代	
振込手数料	

\*各区分に掲げる細区分の事項は、例示である。

\*1件100万円以上の経費については、複数業者からの見積書を徴し、適正な価格の業者を選定すること。

\*上記の補助対象経費が、次に掲げる経費に該当する場合は、補助対象外とする。

区 分	摘 要
申請者又は連携する団体等の役員、会員又は従業員、来賓者等に係る経費	
飲食費	
記念品に係る経費	
行政機関に対する謝礼	
申請者若しくは連携する団体等の役員、会員若しくは従業員又はその同居する親族に対して支出する経費	
アルバイト賃金	
謝礼	
会議費	
飲食費	
イベント以外の事業に使用できるもの	
インターネットホームページの開設経費	
パソコンの周辺機器等の購入費	
備品の購入費	
文具等の購入費	
イベントに直接必要のない経費	
イベント期間外の賠償責任保険料、傷害保険料等	準備及び撤去期間を含む。
公共交通機関以外の交通費	
荷物運搬等に係るタクシー代、レンタカー代、ガソリン代等	



事業計画書

事業名			
主催			
後援			
協賛			
実施日時	年 月 日 時 ～ 月 日 時		
実施場所			
開催目的 及び内容			
連携団体及 び連携内容	連携団体（個店）名称	代表者	連絡先
	(連携内容) ※具体的に		

別記第3号様式（第5条関係）

予 算 書

（収入の部）

（単位：円）

項 目	予 算 額	内 訳
団体負担金		
区補助金		補助対象経費 円×補助率 /
参加者負担金		単価 × 人
合 計		

（支出の部）

（単位：円）

項 目	予 算 額	内 容
報償費		
旅費		
消耗品費		
備品購入費		
印刷製本費		
役務費		
委託料		
使用料		
合 計		

様

荒川区長

荒川区観光資源活用イベント支援事業補助金交付決定書

年 月 日付で申請のあった荒川区観光資源活用イベント支援事業補助金を下記のとおり交付します。

記

1 交付決定金額

金								円
---	--	--	--	--	--	--	--	---

2 交付対象事業

3 交付条件等

（1）事業終了後、第5号様式による実績報告書、第6号様式による事業実施報告書及び第7号様式による決算書に領収書の写しを添付し、提出してください。

（2）別紙の補助条件に従ってください。

4 申請の取下げ

本決定の内容又は交付条件に異議があるときは、本通知書を受領した日の翌日から起算して14日以内に申請の取下げをすることができます。

## [補助条件]

この補助金は、次に掲げる事項を条件として交付するものとする。

## 第1 事情変更による決定の取消し等

- 1 区長は、この補助金の交付の決定後、事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。
- 2 1の規定により補助金の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合に限る。

## 第2 承認事項

申請者は、次のいずれかに該当する場合は、(1)又は(2)に掲げる事項のうち軽微なものを除き、あらかじめ区長の承認を得なければならない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

## 第3 事故報告等

- 1 申請者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由その他区長が必要と認める事項を書面により区長に報告しなければならない。
- 2 区長は、1の規定による報告を受けたときは、その理由を調査し、申請者にその処理について必要な指示をすることができる。

## 第4 状況報告

- 1 区長は、補助事業の円滑な執行を図るため必要があるときは、申請者に補助事業の遂行の状況について報告を求めることができる。
- 2 申請者は、区長が前項の規定により報告を求めた場合には、これに応じなければならない。

## 第5 遂行命令等

- 1 区長は、申請者が提出する報告、地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第2項の規定による調査等により、その補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、申請者に対し、これらに従って補助事業を遂行することを命ずることができる。
- 2 区長は、申請者が前項の規定による命令に違反したときは、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。この場合において、区長は、申請者が当該補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合させるための措置を指定する期日までにとらないときは、第8の1の(3)の規定により、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

## 第6 実績報告

- 1 申請者は、補助事業が完了したとき、又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、おおむね1月以内に、荒川区観光資源活用イベント支援事業補助金実績報告書に次に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。補助事業を廃止した場合も同様とする。
  - (1) 事業実施報告書
  - (2) 決算書
  - (3) 補助対象経費に係る領収書の写し
  - (4) その他区長が必要と認める資料
- 2 区長は、1の規定による実績報告を受けた場合において、必要と認めるときは、現地調査等を行うことができる。

## 第7 是正のための措置

- 1 区長は、第6の実績報告書の審査及び現地調査等の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業について、これに適合させるための措置をとるべきことを申請者に対して命ずることができる。
- 2 第6の規定は、1の規定による命令により必要な措置をとった場合について準用する。

## 第8 決定の取消し

- 1 区長は、申請者が次のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
  - (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
  - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
  - (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの要綱に基づく命令に違反したとき。
- 2 1の規定は、交付すべき補助金の額の確定があった後においても、適用があるものとする。

## 第9 補助金の返還

- 1 区長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超えて補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。
- 2 区長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

## 第10 違約加算金及び延滞金

- 1 第8の1の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部が取り消され、第9の2の規定によりその返還を命じられたときは、申請者は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセン

トの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

- 2 第9の規定により補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、申請者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

#### 第11 違約加算金の計算

- 1 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における第10の1の規定の適用については、返還を命じられた額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命じられた額がその日に受領した金額を超えるときは、当該返還を命じられた額に達するまで順次遡り、それぞれの受領の日において受領したものとす
- 2 第10の1の規定により違約加算金の納付を命じられた場合において、納付した金額が返還を命じられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じられた補助金の額に充てるものとする。

#### 第12 延滞金の計算

第10の2の規定により延滞金の納付を命じられた場合において、返還を命じられた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

#### 第13 他の補助金等の一時停止等

区長は、申請者が補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、申請者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

#### 第14 関係書類の保管

申請者は、補助事業に係る収支に関する帳簿、証拠書類その他関係書類を補助事業の実施日の属する会計年度終了後5年間整理し、及び保管しなければならない。

荒川区長 殿

所在地 \_\_\_\_\_  
団体名 \_\_\_\_\_  
代表者氏名 \_\_\_\_\_  
連絡責任者(担当) \_\_\_\_\_

荒川区観光資源活用イベント支援事業補助金実績報告書

年 月 日付、 荒産観第 号にて交付決定のあった荒川区観光資源活用イベント支援事業補助金の対象事業について完了しましたので、下記のとおり実績を報告します。

記

1 補助金額

金								円
---	--	--	--	--	--	--	--	---

2 事業

対象事業名	
実施日時	年 月 日 ~ 月 日
場 所	
参加者数	人
対象事業決算	別記第7号様式のとおり
事業内容	

事業実施報告書

事業名			
主催			
後援			
協賛			
実施日時	年 月 日 時 ~ 月 日 時		
実施場所			
事業内容			
連携団体及び連携内容	連携団体（個店）名称	代表者	連絡先
	(連携内容) ※具体的に		

## 決 算 書

（収入の部）

（単位：円）

項 目	予算書 A	収入済額 B	差引額 A-B	説 明
団体負担金				
区補助金				
参加者負担金				
合 計				

（支出の部）

（単位：円）

項 目	予算書 A	収入済額 B	差引額 A-B	説 明
報償費				
旅費				
消耗品費				
備品購入費				
印刷製本費				
役務費				
委託料				
使用料				
合 計				

別記第8号様式（第11条関係）

荒産観第 号  
年 月 日

様

荒川区長

荒川区観光資源活用イベント支援事業補助金確定通知書

年 月 日付 荒産観第 号で交付決定した荒川区観光資源活用イベント支援事業補助金を下記のとおり確定します。

記

交付決定額 (A)	金							円	
確定金額 (B)	金							円	支払金額

荒川区長 殿

所在地 \_\_\_\_\_  
団体名 \_\_\_\_\_  
代表者 \_\_\_\_\_  
(担当者 \_\_\_\_\_ TEL \_\_\_\_\_ )

荒川区観光資源活用イベント支援補助金請求書

年 月 日付、 荒産観第 \_\_\_\_\_ 号にて確定のあった荒川区観光資源活用イベント支援補助金を、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額

金								円
---	--	--	--	--	--	--	--	---